

京都・大阪府一部支払い

大戸川ダム負担金 滋賀県と正式合意

国が建設を凍結した大戸川ダム（大津市）の周辺整備事業にからみ、下流負担金の支払いを京都、大阪両府が拒否していた問題で、滋賀県は22日、両府が負担金の一部計9億3千万円を支払うことで正式合意したと発表した。本年度から始まった周辺の道路改築事業費にあてる。

大戸川ダム（大津市）の周辺整備事業にからみ、下流負担金の支払いを京都、大阪両府が拒否していた問題で、滋賀県は22日、両府が負担金の一部計9億3千万円を支払うことで正式合意したと発表した。本年度から始まった周辺の道路改築事業費にあてる。

万円。いずれも治水事で、本年度から工事完成予定の2016年度まで分割で支払う。合意文書によると、両府は、県が2006年度に立て替えた下流負担金6億4千万円は支払わず、今後も利水分は負担しない。将来、ダム建設の凍結解除があった場合は、国が作成する予定の撤退ルールなどに基づき、周辺整備事業の負担方法や割合を別途協議するとしている。

負担金をめぐっては、両府が同ダムの利水事業からの撤退方針を決めた06年度から県への支払いを留保したため、県と両府の間で対立が続いていた。

（猪口健司）

支払額は負担金残額13億9千万円のうち、京都府が3億4千万円、大阪府が5億9千

万円。いずれも治水事で、本年度から工事完成予定の2016年度まで分割で支払う。合意文書によると、両府は、県が2006年度に立て替えた下流負担金6億4千万円は支払わず、今後も利水分は負担しない。将来、ダム建設の凍結解除があった場合は、国が作成する予定の撤退ルールなどに基づき、周辺整備事業の負担方法や割合を別途協